10　Summary

⑴　The Person who is Responsible for Contract : Makoto Natsume, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Paving work for Apron at Narita International Airport.

⑷　Qualification for participating in the tendering procedure : Tenderers eligible for Participating in the proposed tender are those who : ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for FY2015／2016／2017, classified as “Airport pavement work”, ③have the general rating scale value (P) (in the latest general rating scale value report) which matches the requirement, ④are a single corporation or joint venture for specified airport pavement work (“joint venture” hereafter) consisted of 2 corporations which all members have the general rating scale value (P) of more than 1,000 and ⑤have completion experiences as a principal contractor in last 30 years within following types of construction : Ⅰ Experiences of 9,000㎡ or more concrete paving work within runway, taxiway, apron, and Ⅱ Experiences of paving work in restricted airside area in Japan airport, which are runway, taxiway, apron, hanger, or other areas restricted by their manager.

⑸　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : to be submitted by 11 : 00 a.m. 18 July. 2017.

⑹　Time-limit for Tender : 11 : 00 a.m. 25 August. 2017.

⑺　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.

⑻　Contact Point for the Notice : Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : +81―476―34―5726

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

海栗島㉙局舎新設造成等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示します。

平成29年6月22日

九州防衛局長　川嶋　貴樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　海栗島㉙局舎新設造成等工事

2　工事場所　長崎県対馬市

3　工事概要　本工事の概要は以下のとおり。

（土木分）

・土工事　一式
　掘削　約17,000㎥
　盛土　約3,000㎥
　ブロック積擁壁　約800㎡
・舗装工事　一式
・給水工事　一式
・雨水排水工事　一式
・消火配管工事　一式
・汚水排水工事　一式
・法面工事　一式
　Ｌ型擁壁　約240m
・仮設工事　一式

（設備分）

・構内配電線路及び構内通信線路　一式

4　工期　平成30年11月30日まで。ただし、局舎Ａ地区については平成30年7月31日までとする。

5　競争参加資格審査申請書の交付期間等

⑴　交付期間　平成29年6月22日から同年8月30日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後10時（金曜日は午後6時）まで。ただし、最終日は午後5時まで。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出期限等

⑴　提出期間　平成29年6月22日から同年7月12日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

⑵　提出場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2―10―7福岡第2合同庁舎　九州防衛局総務部契約課　ＴＥＬ092―483―8829

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記7⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成29年7月13日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3者の組合せとする。

ア　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、土木一式工事で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、5,000㎡以上の造成工事を施工した実績（原則、着工から完成まで従事）を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成14年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、ブロック積擁壁工事を施工した実績（原則、着工から完成まで従事）を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。